

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社 日陸	代表取締役社長	能登洋一	東京都	化学品の総合物流業	https://www.nrsgroup.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年9月4日
-------	-----------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者(協力会社)から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
3	B	④	下請取引の適正化	・運送契約を締結した物流事業者(協力会社)に対し発注する際は、下請代金支払遅延等防止法を遵守します。
4	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する取引先や物流事業者(協力会社)を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
5	D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全確保に対策を講じます。
6	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送指示を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者(協力会社)が判断した場合は、その判断を尊重します。
PR欄				化学品の総合物流企業として、国内バルク輸送、マルチワークステーションを有するタンクターミナル、日本最大級規模の危険物倉庫、各種コンテナ容器の賃貸・メンテナンス、航空・海上輸送、輸出入通関業務と、幅広く事業を展開しております。また、化学品を中心に、医薬品、食品、一般品も取り扱います。